

香川県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第37号

香川県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県税条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県税条例施行規則(昭和29年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(更正(決定)通知書の交付)</p> <p>第8条 県税事務所の長は、申告納付又は申告納入に係る県税又は<u>特別法人事業税</u>について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正(決定)通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(収納計器で表示させる場合の収納印)</p> <p>第34条 条例第89条の2の規定により証紙の額面金額に相当する金額を<u>証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)</u>で表示させる場合の収納印は、第90号様式による。</p> <p><u>第34条の4 削除</u></p> <p>(現金納付の際に押印する納税済印)</p> <p>第34条の5 法第158条第4項後段の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式による。</p> | <p>(更正(決定)通知書の交付)</p> <p>第8条 県税事務所の長は、申告納付又は申告納入に係る県税、<u>特別法人事業税又は軽自動車税の環境性能割</u>について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正(決定)通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(収納計器で表示させる場合の収納印)</p> <p>第34条 <u>条例第86条の5第1項の規定により環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。第34条の5において同じ。)</u>に相当する金額を<u>証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)</u>で表示させる場合又は条例第89条の2の規定により証紙の額面金額に相当する金額を収納計器で表示させる場合の収納印は、第90号様式による。</p> <p><u>(環境性能割に係る修正申告書の様式)</u></p> <p><u>第34条の4 法第161条第2項の修正申告書は、第91号様式によらなければならない。</u></p> <p>(現金納付の際に押印する納税済印)</p> <p>第34条の5 <u>条例第86条の5第2項の規定により環境性能割額に相当する現金の納付を受けた場合又は法第177条の11第4項後段の規定により証紙に代えて証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、第92号様式による。</u></p> <p><u>(身体障害者等に対する環境性能割の減免の額)</u></p> |

第34条の6 条例第86条の9第1項第1号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 当該環境性能割の額

(2) 300万円に当該環境性能割の税率を乗じて得た額

2 専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更をした自動車の取得に対して課する環境性能割に係る前項の規定の適用については、同項第2号中「300万円」とあるのは、「300万円に専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を加算した額」とする。

(身体障害者等に対する環境性能割の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第34条の7 条例第86条の9第1項第1号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（同法第84条第1項の運転免許を現に受けていることを証明するに足りる書類又は電磁的記録を含む。以下「運転免許証」という。）を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車（以下「家族等運転自動車」という。）の取得に対し課する環境性能割の減免を受けようとする者にあつては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下「身体障害者手帳」という。）

(2) 精神障害者 知事が交付した療育手帳（以下「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者

(自動車税に係る証明書の交付手続)

第36条 県税事務所の長は、自動車の所有者から条例第92条の規定による証明書の交付申請があった場合において、当該所有者が当該自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、第92号様式の3による証明書を交付するものとする。

(商品中古自動車に対する自動車税の軽減を受けようとする者の添付すべき書類)

第36条の3 略

(身体障害者等に対する自動車税の減免の額)

第36条の5 条例第91条の3第1項の規定により自動車税を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる自動車税の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第158条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
 - ア 当該自動車税の額
 - イ 43,500円(法第157条第1項又は第2項の規定により月割りをもって自動車税を課する場合にあっては、43,500円に月割りをもって自動車税を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額)
- (2) 法第158条第3項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
 - ア 当該自動車税の額
 - イ 43,500円に納税義務が発生した月の翌月から3月(法第157条第2項の規定により月割りをもって自動車税を課する場合にあっては、納税義務が消滅した月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

証(精神通院医療に係るものに限る。)(以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。)

- 2 前条第2項の規定の適用を受けて当該環境性能割の減免を受けようとする者に係る前項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類、専ら身体障害者が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための特別の仕様による製造又は構造変更に要した額を証明する書類及び」とする。

(種別割に係る証明書の交付手続)

第36条 県税事務所の長は、自動車の所有者から条例第92条の規定による証明書の交付申請があった場合において、当該所有者が当該自動車について現に種別割を滞納していないとき、又は種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、第92号様式の3による証明書を交付するものとする。

(商品中古自動車に対する種別割の軽減を受けようとする者の添付すべき書類)

第36条の3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免の額)

第36条の5 条例第91条の3第1項の規定により種別割を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる種別割の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第177条の11第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
 - ア 当該種別割の額
 - イ 43,500円(法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあっては、43,500円に月割りをもって種別割を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額)
- (2) 法第177条の11第3項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
 - ア 当該種別割の額
 - イ 43,500円に納税義務が発生した月の翌月から3月(法第177条の10第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあっては、納税義務が消滅した月)までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

(身体障害者等に対する自動車税の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第36条の6 条例第91条の3第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。この場合において、家族等運転自動車に対し課する自動車税の減免を受けようとする者にあつては、条例第91条の3第2項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

第46条 削除

附 則

(身体障害者等に対する自動車税の減免の額の特例)

8 第36条の5の規定にかかわらず、条例第91条の3第1項の規定により令和元年9月30日までに最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録を受けた自動車の自動車税を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる自動車税の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

額

(身体障害者等に対する種別割の減免を受けようとする者の提示すべき書類等)

第36条の6 条例第91条の3第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。この場合において、家族等運転自動車に対し課する種別割の減免を受けようとする者にあつては、条例第91条の3第2項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(収納計器取扱手数料の交付)

第45条の9 証紙代金収納計器取扱手数料として法第160条第1項の申告書、法第161条第2項の修正申告書及び法第177条の13第1項の申告書に収納計器で表示された金額の1,000分の6.6に相当する金額を収納計器取扱者に交付する。

(滞納整理の記録等)

第46条 滞納処分を行う徴税吏員は、滞納整理支援システムに滞納整理の経過の要旨を明確に記録し、その内容を県税事務所の長（総務部税務課の徴税吏員にあつては、知事）に報告しなければならない。

附 則

(環境性能割が非課税となる一般乗合用のバスに係る路線)

8 条例附則第37項に規定する規則で定める路線は、第35条の2第2項に規定する路線とする。

(身体障害者等に対する種別割の減免の額の特例)

9 第36条の5の規定にかかわらず、条例第91条の3第1項の規定により令和元年9月30日までに最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録を受けた自動車の種別割を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる種別割の徴収の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第158条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
ア 当該自動車税の額
イ 45,000円（法第157条第1項又は第2項の規定により月割りをもって自動車税を課する場合にあっては、45,000円に月割りをもって自動車税を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額）
- (2) 法第158条第3項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
ア 当該自動車税の額
イ 45,000円に納税義務が発生した月の翌月から3月（法第157条第2項の規定により月割りをもって自動車税を課する場合にあっては、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

9 条例附則第38項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車（同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。）並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車にあっては「49,500円」とする。

様式目次

第1号様式～第90号様式 略

第91号様式 削除

第92号様式～第115号様式 略

- (1) 法第177条の11第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
ア 当該種別割の額
イ 45,000円（法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあっては、45,000円に月割りをもって種別割を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額）
- (2) 法第177条の11第3項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合次に掲げる額のいずれか少ない額
ア 当該種別割の額
イ 45,000円に納税義務が発生した月の翌月から3月（法第177条の10第2項の規定により月割りをもって種別割を課する場合にあっては、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額

10 条例附則第40項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車（同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。）並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車にあっては「49,500円」とする。

様式目次

第1号様式～第90号様式 略

第91号様式 修正申告書

第92号様式～第115号様式 略

第4号様式（その5のイ）から第4号様式（その6）まで、第4号様式の2（その5）及び第5号様式（その1）中「（種別割）」を削る。
第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第3条関係）
（督促状の表面）

| | |
|--|--|
| <p>年度 香川県税督促状</p> <p>納税者又は特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称 様</p> <p>あなたの県税が右記のとおり滞納となっていますので、至急納付してください。 本状と行き違いで納付されている場合は、あしからずご了承ください。 本状の発付日から起算して10日を経過した日までに、税額及び延滞金を完納しない場合は差押処分を行うことになります。 督促状の根拠及びこの督促状に関する不服がある場合は、裏面をご覧ください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> | <p>年 度 年度</p> <p>所 管</p> <p>徴収番号</p> <p>税 目</p> <p>期 別</p> <p>申告区分</p> <p>未納金額の内訳</p> <p>納 期 限 年 月 日</p> <p>延滞金計算基準日 年 月 日</p> |
|--|--|

(督促状の裏面)

督促の根拠

地方税法において、以下の各条文中に督促状を発付する根拠が規定されています。

| 税 目 | 根拠条文 |
|----------|---------|
| 法人の道府県民税 | 第66条 |
| 事業税 | 第72条の66 |
| 不動産取得税 | 第73条の34 |
| 県たばこ税 | 第74条の25 |

| 税 目 | 根拠条文 |
|---------|----------|
| ゴルフ場利用税 | 第92条 |
| 軽油引取税 | 第144条の49 |
| 自動車税 | 第166条 |

不服がある場合

この処分¹に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に審査請求をすることができます。
 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は判決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ① 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき
 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年^{じゆん}の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

| 期 間 | 原 則 | 令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用) |
|-----------------------|--------|---|
| | | 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 |
| 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 | 年14.6% | 延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6% |

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
 ※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
 ※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

第38号様式（その8）を削る。
 第91号様式を次のように改める。

第91号様式 削除

第92号様式の3（その1）から第92号様式の3（その3）まで中「（種別割）」を削る。
 （香川県会計規則の一部改正）

第2条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| （整理区分） 第207条 略 （1）～（6） 略 <u>（7）・（8）</u> 略 | （整理区分） 第207条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、次に掲げる区分により整理しなければならない。 （1）～（6） 略 <u>（7） 軽自動車税の環境性能割</u> <u>（8）・（9）</u> 略 |

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

第3条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------|-----------------------|---|---|--|--|--|------|----|---------------|------|--|---------|---------|-----------------------|---|---|--|--|
| 別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略 5 県税事務所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">所長 等委 任</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所長 等</th> <th>課長 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特</td> <td>（1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1項、72条の66第1項、</td> <td rowspan="2">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 関係事務 | 事項 | 所長 等委 任 | 決裁区分 | | 所長 等 | 課長 等 | 1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特 | （1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1項、72条の66第1項、 | 略 | | | 別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～4 略 5 県税事務所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">所長 等委 任</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所長 等</th> <th>課長 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特</td> <td>（1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1項、72条の66第1項、</td> <td rowspan="2">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 関係事務 | 事項 | 所長 等委 任 | 決裁区分 | | 所長 等 | 課長 等 | 1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特 | （1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1項、72条の66第1項、 | 略 | | |
| 関係事務 | | | | 事項 | 所長 等委 任 | 決裁区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所長 等 | 課長 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特 | （1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1項、72条の66第1項、 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係事務 | 事項 | | 所長 等委 任 | 決裁区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 所長 等 | | 課長 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 地方税法関係事務（特別法人事業税及び特 | （1）督促状又は納付若しくは納入の催告書を発すること。（法11条2項、66条1項、71条の17第1項、71条の38第1項、71条の58第1項、72条の66第1項、 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|--|---|
| 別法人事業譲与税に関する法律に係る事務を含む。) 法…地方税法 政…地方税法 施行令 条…香川県税 条例 規…香川県税 条例 施行規則 | 73条の34第1項、74条の25第1項、92条1項、144条の49第1項、 <u>166条第1項</u> 、198条1項、700条の64第1項) | |
| | (2)～(5) 略 | |
| | (6) 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。(法68条6項、71条の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条の27第6項、94条6項、144条の51第6項、 <u>168条第6項</u> 、200条6項、700条の66第6項、739条の5第1項、国税徴収法141条3号) | 略 |
| | (7)～(35) 略 | |
| | (36) 自動車税の納税義務者を変更すること。(法146条1項、147条1項・2項) | 略 |
| | (37) 自動車税の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条90条4項) | 略 |
| (38) 略 | | |
| 2～7 略 | | |

6～33 略

(香川県県税事務所規則の一部改正)

第4条 香川県県税事務所規則(平成21年香川県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

| | | |
|---|---|---|
| 別法人事業譲与税に関する法律に係る事務を含む。) 法…地方税法 政…地方税法 施行令 条…香川県税 条例 規…香川県税 条例 施行規則 | 73条の34第1項、74条の25第1項、92条1項、144条の49第1項、 <u>173条1項</u> 、 <u>177条の19第1項</u> 、198条1項、700条の64第1項) | |
| | (2)～(5) 略 | |
| | (6) 滞納者の財産について、金融機関等に照会すること。(法68条6項、71条の19第6項、71条の40第6項、71条の60第6項、72条の68第6項、73条の36第6項、74条の27第6項、94条6項、144条の51第6項、 <u>175条6項</u> 、 <u>177条の21第6項</u> 、200条6項、700条の66第6項、739条の5第1項、国税徴収法141条3号) | 略 |
| | (7)～(35) 略 | |
| | (36) 自動車税の種別割の納税義務者を変更すること。(法146条1項、147条1項・2項) | 略 |
| | (37) 自動車税の種別割の賦課徴収について、納税義務者に対し必要な報告を求めること。(条90条4項) | 略 |
| (38) 略 | | |
| 2～7 略 | | |

6～33 略

(各課の分掌事務)

第4条 略

(1)～(6) 略

(7) 県税及び特別法人事業税並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「県税等」という。）の収納事務に関する事。

(8)～(14) 略

2・3 略

4 略

(1)・(2) 略

5～7 略

(各課の分掌事務)

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 県税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「県税等」という。）の収納事務に関する事。

(8)～(14) 略

2・3 略

4 自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 軽自動車税の環境性能割の賦課に関する事。

(4) 軽自動車税の環境性能割の証紙徴収等に関する事。

5～7 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香川県税条例施行規則（附則第5項において「旧香川県税条例施行規則」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお、従前の例による。

5 旧香川県税条例施行規則第5号様式（その1）による用紙は、当分の間、使用することができる。